

表20 ストレスチェックの実施状況等(令和5年度)

○ ストレスチェック・集団分析の実施状況

「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいいます。

「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

(県内)

区分	事業場数	ストレスチェック実施事業場数	実施事業場率	集団分析実施事業場数	実施事業場率	集団分析結果活用事業場数	実施事業場率
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
市	1,525	1,524	99.9%	1,423	93.4%	1,154	81.1%
町村	231	231	100.0%	208	90.0%	148	71.2%
一部事務組合等	154	120	77.9%	116	96.7%	92	79.3%
県内合計	1,910	1,875	98.2%	1,747	93.2%	1,394	79.8%

(参考:全国)

市区	40,001	39,395	98.5%	35,342	89.7%	30,171	85.4%
町村	9,840	9,482	96.4%	8,006	84.4%	5,987	74.8%
一部事務組合等	3,503	2,577	73.6%	2,125	82.5%	1,363	64.1%
全国合計	53,344	51,454	96.5%	45,473	88.4%	37,521	82.5%

(注) 1 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。  
 2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。(以下、全ての表において同じ。)  
 3 市及び市区には、指定都市を含まない。(以下、全ての表において同じ。)

○ ストレスチェック・面接指導の受診職員数

「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされています。

(県内)

区分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
		職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
市	68,887	61,664	89.5%	7,735	12.5%	377	4.9%
町村	6,505	5,830	89.6%	843	14.5%	20	2.4%
一部事務組合等	5,566	5,067	91.0%	464	9.2%	35	7.5%
県内合計	80,958	72,561	89.6%	9,042	12.5%	432	4.8%

(参考:全国)

市区	1,461,204	1,272,781	87.1%	145,368	11.4%	6,383	4.4%
町村	250,927	219,931	87.6%	24,910	11.3%	1,283	5.2%
一部事務組合等	120,902	98,810	81.7%	10,592	10.7%	367	3.5%
全国合計	1,833,033	1,591,522	86.8%	180,870	11.4%	8,033	4.4%

(注) 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員(常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。)のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

○ 集団分析結果の活用状況

(県内)

区分	集団分析結果を活用した事業場数	集団分析結果の活用内容(複数回答)									
		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
		実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合
	a	b	b/a	c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a
市	1,154	369	32.0%	344	29.8%	477	41.3%	668	57.9%	96	8.3%
町村	148	54	36.5%	72	48.6%	16	10.8%	67	45.3%	24	16.2%
一部事務組合等	92	39	42.4%	45	48.9%	3	3.3%	53	57.6%	10	10.9%
県内合計	1,394	462	33.1%	461	33.1%	496	35.6%	788	56.5%	130	9.3%

(参考:全国)

市区	30,171	9,213	30.5%	8,746	29.0%	11,169	37.0%	19,378	64.2%	4,938	16.4%
町村	5,987	1,789	29.9%	1,909	31.9%	954	15.9%	3,937	65.8%	641	10.7%
一部事務組合等	1,363	394	28.9%	520	38.2%	198	14.5%	714	52.4%	266	19.5%
全国合計	37,521	11,396	30.4%	11,175	29.8%	12,321	32.8%	24,029	64.0%	5,845	15.6%

(注) 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。